



令和3年9月

下赤塚地区区民と区長との懇談会 質問要旨及び回答

板橋区政策経営部広聴広報課

目 次

I 質問要旨及び区長回答

	ページ
1 番 防犯カメラの設置、維持管理費の助成等について	1
2 番 前谷津川の自然遺跡としての整備について	2
3 番 保存樹木等管理等助成について	3
4 番 新規町会員の加入促進への区としての助言について	4
5 番 赤塚城址公園本丸跡の空地进行バラ園に	5
6 番 集会所の使用料・公園の使用について	6
7 番 災害時の在宅避難者用マニュアルの作成・配付について	7
8 番 新大宮バイパスと区道 249 号線の交差工事に伴い現在の高さ約 2 m の 四葉歩道橋を廃棄し、新たに高さ 4 m 超の歩道橋に架け替える計画に反対です。	7
資料 1 補助第 249 号線整備事業に伴う新大宮バイパスのかさ上げイメージ	
資料 2 補助第 249 号線整備事業のご案内	

II 区からの情報提供

1 新型コロナワクチン接種情報	9-10
2 交通安全情報（ながらスマホについて）	11
3 その他リーフレット	12
・「新型コロナワクチン詐欺に注意」について	
・「消費者お助けダイヤル 188」について	
・簡易型自動通話録音機の無料配布について	

1 番 防犯カメラの設置、維持管理費の助成等について

上谷津町会からのご質問①（要旨）

①街頭防犯カメラの設置及び維持管理費の一部について補助金の充実をしてほしい。

区長回答

①日頃より、地域の防犯活動に熱心に取り組んでいただくとともに、防犯カメラの設置を積極的に進めていただき感謝申し上げます。

区では、地域における防犯カメラの設置を促進するため、町会・自治会等が防犯カメラを設置する場合に、設置費用の5/6を補助する防犯カメラ設置促進事業を推進しています。

また、防犯カメラ設置後の維持管理経費が、設置団体の大きな負担となっていることから、令和元年度より、防犯カメラ1台当たり年2,200円を補助する区独自の制度を開始しました。

令和2年度からは、都による電気料金等の維持管理経費に係る補助制度が創設されたため、区の制度を変更し、区の補助金を受けて防犯カメラを設置した町会・自治会等に対して、維持管理経費の5/6を補助する制度を開始するなど、防犯カメラ設置団体の負担軽減を図っています。

区は、今後も、防犯カメラのさらなる設置促進に努めていくとともに、防犯行政は都の役割も大きいものと考えていることから、町会・自治会等のさらなる経費負担軽減に向けて、都に要望してまいります。

上谷津町会からのご質問②（要旨）

②住民の安心・安全対策のため、防犯上、防犯カメラの設置が望ましい場所を調査・集約し、行政によって防犯カメラを設置してほしい。

区長回答

②地域の防犯カメラの設置は、地域の実状を最も把握されている町会・自治会の皆様に設置していただくことが、地域の防犯力を高める上で、大変重要と認識しております。

これまで区は、区立小学校の校内や通学路の安全対策及び区立公園における不法行為・迷惑行為の未然防止などの観点から、合計288台の防犯カメラを設置してまいりました。

今後も、安心・安全なまちを築くため、警察等関係機関との連携を図りながら、区による防犯カメラの設置の必要性について検討するとともに、地域の皆様による設置についても、引き続き支援体制を堅持してまいります。

2番 前谷津川の自然遺跡としての整備について

上谷津町会からのご質問（要旨）

現在は全区間が暗渠となっているが、かつては子ども達が魚採りや水遊びに興じる遊びの場であり、大人にとっても農産物をそこで洗ってから市場に出していた、生活に深く根差した河川だった。地域住民がかつての前谷津川に親しみを持ち、地域に対する愛着を高める意味でも、案内看板等を設置してほしい。

区長回答

前谷津川は、赤塚新町2-7-17（元の並木醤油玉井醸造）の周辺を谷頭として、荒川に流れ込んでいた小河川です（現在は新河岸川）。昭和50年代に行われた暗渠化工事によって、現在はその流れを見ることはできません。なお、暗渠化工事とともに緑道整備が進められました。

数年前に発行された、板橋区の隠れた魅力を知る『板橋マニア』という冊子にも、前谷津川は「赤塚新町二丁目の湧水を水源とし、いくつもの支流を集めた川」として取り上げられています。地図を持ち歩き、昔の地形や暗渠化した川の流路を体感することは、今注目されるブームとなっています。

前谷津川は、歴史的に、稲作利用や徳丸・赤塚地域の特産野菜である「大根」の洗い場などの農業利用、さらには子ども達の遊びの場としても利用されるなど、流域地域の歴史や生活、文化に深く関係してきた大事な「場」とであると認識しています。

このような、今現在は直接見るできない、自然地形や川の流路を再確認し、その歴史を遡ることは、これからの地域の自然災害への備えなどを考えていく上でも大変重要な視点だと認識しています。

前谷津川の歴史や自然環境をより多くの地域住民の皆様に知っていただくためには、今回のご要望も含めて、どのような手法が望ましいのか、検討してまいります。

3番 保存樹木等管理助成について

篠ヶ谷戸町会からのご質問①（要旨）

①保存樹木に対する区の考え方をお聞かせいただきたい。

区長回答

①篠ヶ谷戸町会の皆様には、日頃から、区の貴重な緑である保存樹木の維持管理にご尽力いただき、お礼申しあげます。

区は、緑地保全を政策目標の一つに掲げ、既存の樹林や樹木、農地などの保全とあわせ、公園や緑地の整備、開発行為などに伴う緑化の義務化、民間施設の緑化助成など、新たな緑の創出・育てるための支援など様々な施策に取り組んでいます。

緑の中でも、樹林地や大径木は、地域の個性として景観的な付加価値の高いものも多く、その意味で公益性が認められることから、私有財産ではありますが保存樹林・樹木として維持経費に公費支出しています。

支援については、私有財産としての事情や、周辺環境の変化で樹林や樹木の維持が困難になることも勘案し、公費負担を限定する一方、伐採制限や罰則などは設けず、所有者、地域、区の相互理解と連携により、保存に努めていく考えです。

篠ヶ谷戸町会からのご質問②（要旨）

②保存樹木等管理助成の利用回数の見直し及び大木となってしまった保存樹木の伐採に対する助成をしてほしい。

区長回答

②保存樹木の解除申請の理由は、落葉・日照などに対する近隣からの苦情により伐採せざるを得なくなる、売買など土地活用の障害となることが大半を占めています。

こうした負担の緩和に向けて、助成制度の見直しを行い、平成16年度に、剪定や枝折れなど隣地への危険を回避するための緊急対応制度を創設したほか、マンション開発などの際の樹木保存に対する優遇制度について検討を行っているところです。

そもそも保存樹木制度は、所有者はもちろん、地域の方々の理解と協力の中で残されていくことを基本とした仕組みであり、伐採に対する助成は馴染まないものと考えております。

また、助成の拡大は、私有財産への支出であることや、他の助成制度とのバランスなどから見て、直ちに現行の助成枠を超えることは難しいと考えており、意識啓発という面から地域の緑を将来につなげるよう努めてまいります。

4番 新規町会員の加入促進への区としての助言について

番匠免町会からのご質問（要旨）

町会の役割を改めて考えなければならない時かと思う。区は町会にどのようなことを求めているのか。

また、町会が、災害時の「共助」も基となる組織であることは承知しているが、それだけでは新規会員を集めにくいのが現状である。平時の活動としてどのようなことを求めているのかについても助言がほしい。

区長回答

町会・自治会の皆様には、地域住民の親睦はもとより、日頃から防犯・防火・防災・青少年健全育成・環境美化など、幅広い地域活動を通じて、地域のコミュニティの活性化にご尽力賜り、大変感謝しております。

町会・自治会の役割は、同じ地域に住むご近所同士が、互いに顔の見える関係をつくり親睦を図るとともに、困った時の声かけや相談など助け合える共助にあると考えております。

猛威を振るう新型コロナウイルスのため、夏祭り・盆踊り・運動会など町会・自治会のイベントや親睦等の活動が、自粛せざるを得ない状況については、大変憂慮しているところです。

この困難な時こそ、地域の人々の安心安全な暮らしに向け、大きな力を発揮するのが町会・自治会の存在と認識しており、関係機関と連携し「なんでも相談所」の実施や、コロナ感染予防グッズの配付、台風等の出水期に向けた啓発など、地域の安心安全に働きかけをした町会・自治会の事例も聞いております。

これまでの町会員との関係性に加え、SNSを活用した町会活動などを住民に分かりやすく目に見える形でお知らせすることや、若い世代に向けたイベントの工夫など、新たな取り組みにも力を入れていただくことで、さらなる町会・自治会の進化に繋がるものと考えております。

各地域センターにおいても、町の状況や町会・自治会のほかコミュニティスクール、AIP、民生・児童委員の活動など収集して、積極的に発信してお

り、皆様の活動を支援してまいります。

引き続き、地域のコミュニティを活性化するための自主的な任意団体として、活動することを期待しております。

〈参考〉町会活動等の事例

蓮根支部

蓮根地域は、地域内の全ての町会・自治会、老人会、民生・児童委員、介護事業所などの協力を得て、行政、おとしより相談センター、板橋区社会福祉協議会の指導のもと「蓮根 AIP ささえあい協議会」結成。毎月1回の定例会で話し合いを行い地域の見守り活動を行う。

具体的な地域活動として、蓮根仲町会は「スポット仲蓮根」として、町会会館を拠点とした町会役員・民生・児童委員、老人会、商店会による「なんでも相談所」を毎月開設して、高齢者の困りごとの把握に努めている。（令和3年6月から実施）

困りごとの把握では、ワクチン接種券が届くが予約の方法がわからない等の声が多く寄せられたことから、板橋区社会福祉協議会と連動して「ワクチン接種予約サポート活動」を実施した。

蓮根仲町会では、見守り活動を通じ、「一人にしない」「地域の絆づくり」「向こう三軒両隣」を合言葉にみんなで支えあえる街づくりをめざしている。

清水支部

清水地域は、地域内の全ての町会・自治会が、町会員世帯に対して新型コロナウイルス感染予防のため、マスクや消毒液などのグッズを配付する。（令和2年度実施）

舟渡支部

舟渡地域は、出水期に向けての啓発活動として、舟渡町会、民生・児童委員が避難行動要支援者と支部内居宅介護支援事業所等介護事業所を回り、平常時の備えとして、避難先、避難用品、移動手段の確保、台風等の情報把握手段の確認に加え、大型台風到来時には、早期に避難するよう情報提供、協力の呼びかけを行う。（令和2年度実施）

5番 赤塚城址公園本丸跡の空地进行バラ園に

下寺家町会からのご質問（要旨）

先日、深大寺のバラ園を見てきた。赤塚城址公園の一部がバラ園になれば、自然豊かな高台に位置し、観客はバラの花の美しさに感激されるのではないかと。また、支え合い会議がめざす高齢者の孤独からの解放にバラ園へのご案内は、大いに役立つと考える。

そのため、赤塚城址公園の一部にバラ園を設立してほしい。

区長回答

豊かな自然や史跡をはじめ、多数の神社・仏閣、美術館、郷土資料館などの資源のある赤塚地域は、区民の方はもとより、区外からいらっしゃる方にも憩い、楽しんでいただける魅力を有する地域であると考えています。

ご提案いただきました、赤塚城址公園へのバラ園の設置につきましては、訪れた方にバラの美しさや、緑の豊かさなどを感じていただき、心安らぐ場になるものと考えられます。

そのため、赤塚城址公園を管理する東京都へ、機会を捉え、要望を伝えてまいりたいと存じます。

なお、近隣の赤塚植物園には、バラ園があるとともに、赤塚溜池公園には約200本の梅の木があり、それぞれ見頃の時期には、美しい花を楽しむことができます。

今後も引き続き、赤塚地域のさらなる魅力の向上をめざし、様々な情報の周知の充実や、新たな魅力の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

6番 集会所の使用料・公園の使用について

赤塚遊友クラブからのご質問①（要旨）

①老人会の区立集会所の利用にあたり、使用料減免としてほしい。

区長回答

①地域センター・区民集会所等コミュニティ施設の使用料については、受益者負担の考え方から、実費を算定基礎として、ご利用いただく皆様に低廉な金額をご負担いただいております。

地域センター集会室は「東京都板橋区公の施設の使用料減免規則」の使用料減免基準により減免対象が規定されており、区民集会所についても、地域センター集会室と同様の取扱をしているため、公平性の観点から使用料の減免は難しいと考えております。

一方、高齢者の皆様が目的をもって外出し、人と人とのつながりを維持することは、介護予防・フレイル予防の観点からも、大切なことであると認識しており、こうした介護予防を主な活動内容とする団体への支援も別途検討しております。

今後とも、クラブ活動を通じて「健康寿命」の延伸をめざし、元気で明るく過ごしていただければと存じます。

赤塚遊友クラブからのご質問②（要旨）

②老人会の区立児童遊園（公園）の利用にあたり、使用料減免としてほしい。

区長回答

②区立児童遊園などの区立公園は自由利用が原則であり、独占せず譲り合って利用いただくこととなりますが、一時的にコートを作るなど、一部または全部を独占的に使用する必要がある場合には、他の利用者の状況などを勘案した上で、占用許可をさせていただきます。

昨年度は、老人クラブだけでも約120件の公園占用申請があり、ゲートボール、輪投げ、ペタンクなどを、毎日から月1のペースでお楽しみいただいているようです。

許可できるのは、他の利用者への影響を考慮して、最低限の範囲・時間になりますが、許可証を現場に掲示していただくことで、他の利用者の理解も得られやすくなります。

また、許可の対価として公園条例に定める占用料が必要になりますが、公共上、公益上必要な行為など基準に定める場合には減免の基準もありますので、予め担当部署へご相談ください。

[参考：担当部署]

土木部管理課占用係

電話 03（3579）2505(直通)

7番 災害時の在宅避難者用マニュアルの作成・配付について

徳親会からのご質問（要旨）

災害時に在宅での避難生活を送るにあたり、在宅避難者用マニュアルの作成・配付をしてほしい。

区長回答

発災時に開設される避難所は、被災した地域全体を支援する拠点としての役割を担い、自宅が危険になって住めなくなった避難者を受け入れるとともに、在宅避難者も支援の対象として、日用品や食料の配布をはじめとする様々な支援を提供しています。

区では、地震や水害時の備え、情報収集のしかた、飲料水の確保、開設避難所の一覧等、災害時に必要な情報を取りまとめた、「防災ガイド・ハザードマップ 2021」を令和3年7月に発行し、全戸配布しましたのでご活用をお願いいたします。

また、区では、令和2年9月に発行した「避難所運営マニュアル」について、ご指摘いただいた内容を踏まえながら在宅避難時における必要な情報など、掲載内容について検討しており、今後、学校防災連絡会でお示しするほか、区公式ホームページにも掲載いたしますので、ご確認いただければ幸いです。

8番 新大宮バイパスと区道249号線の交差工事に伴い現在の高さ約2mの四葉歩道橋を廃棄し、新たに高さ4m超の歩道橋に架け替える計画に反対です。

一般公募からのご質問（要旨）

この工事が施工されると、高齢者や身体の不自由な方達は、現状でも苦労している歩道橋階段の上り下りに、倍増の体力や気力の負担を負うことになりかねない。加えて通行のための十分な安全対策とバリアフリー化が講じられなければ、生活道路と呼べない危険な通路となるおそれがある。

危険を伴うおそれのある高い歩道橋に架け替える工事計画の撤回を求める。

区長回答

補助第249号線は、東京都、特別区及び26市2町に学識経験者も交えた調査検討を経て、今後10年間で優先的に整備すべき路線として「都市計画道路の整備方針(H28)」に位置付けています。

ご指摘のとおり、補助第249号線(西徳通り)を新大宮バイパスに接続するためには、新大宮バイパスを最大約2m嵩上げしなければならず、これに伴って歩道橋も高く架け替える必要があります。

仮に、新大宮バイパスの高さを変えずに西徳通りを接続させる場合、今度は西徳通りと歩道橋のある側道との間に高低差が生じるなどの問題が生じるため、歩道橋の所有者でもある国土交通省とも協議を重ね、全体的なバランスを考え現在の計画案に至っております。

歩道橋の具体的な設計等については、法令等の基準に基づき、利用者の通行の安全性に十分に配慮するとともに、地域の皆様には、機会を捉えて丁寧に説明させていただき、法令等の基準の範囲にはなりますがご意見を伺いながら進めてまいります。

【資料1】

補助第249号線整備事業に伴う新大宮バイパスのかさ上げイメージ

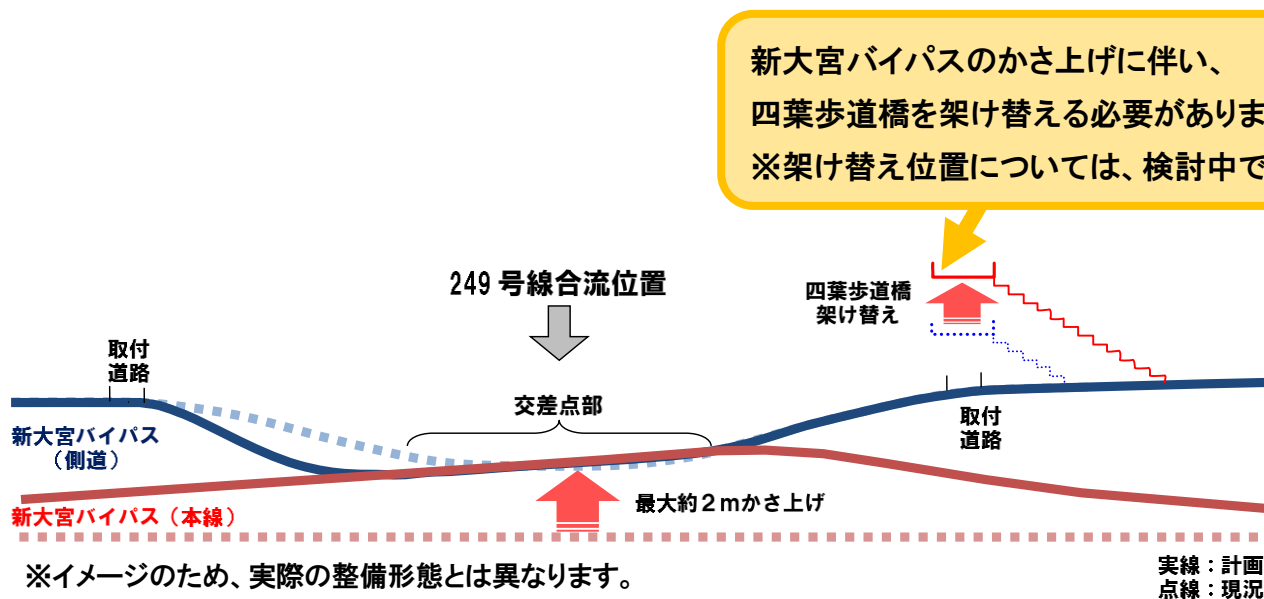
【資料2（パンフレット）】

補助第249号線整備事業のご案内

都市計画道路 補助第 249 号線整備事業に伴う 新大宮バイパスのかさ上げイメージ



令和元年 8 月 25 日、9 月 10 日撮影 航空写真



事業スケジュール（予定）

項目 年度	設計	用地取得	工事	地元説明
2018年度 (平成30年度)	都市計画事業認可			事業説明会
2019年度 (平成31年度)	詳細設計	交渉・取得		
2020年度 (平成32年度)	修正設計			
2021年度 (平成33年度)				工事説明会
2022年度 (平成34年度)			工事	
2023年度 (平成35年度)				
2024年度 (平成36年度)				
2025年度 (平成37年度)	供用開始			

※用地の取得状況等により、スケジュールが変更となる場合があります。

都市計画道路 補助第249号線 整備事業のご案内

〔板橋区四葉一丁目及び徳丸四丁目各地内〕

案内図



行き止まりになっている西徳通りが、
新大宮バイパスとつながります。



位置図



板橋区

【問い合わせ先】

板橋区 土木部 工事設計課

※組織再編に伴い、令和3年4月より、「計画課」から
「工事設計課」となりました。

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

電話：03-3579-2521(直通)

平成30年10月発行



事業概要

道 路 名：都市計画道路補助第249号線
(通称名:西徳通り)
計 画 決 定：昭和41年7月30日(建設省告示第2428号)
事 業 区 間：板橋区四葉一丁目及び徳丸四丁目各地内
(延長:100m)
道 路 幅 員：15m(片側1車線)
設 計 速 度：50km/時

道路整備の必要性・効果

- ① 環状8号線と新大宮バイパスがつながることによる道路網の利便性の向上
- ② 火災の延焼を遮断する効果(震災時等の大規模な市街地火災を防ぐ)
- ③ 災害時の避難路・緊急車両が使用できる道路の整備による防災性の向上
- ④ 生活道路に進入している車両の減少による、周辺地域の安全性の向上

完成形平面図

※今後詳細設計を実施しますので、平面図・完成イメージは、実際の整備形態とは異なる場合があります。
※完成イメージの建物形状等は実際とは異なります。



新型コロナワクチン接種情報(9月13日現在)

1 ワクチンの供給状況

区内の医療機関で使用しているファイザー社製ワクチンの供給量が全国的に縮減されており、6月までと比べて、7月後半以降は50%程度、9月以降は15%程となり、10月中旬以降は供給される見込みはない状況です。

区内の医療機関では、1回目の予約を一時停止し、2週間ごとに届くワクチンの供給量が確定してから、予約受付を再開するという運用をしておりましたが、9月15日に再開する予約が最終となる予定です。

また、モデルナ社製ワクチンを使用する区の集団接種会場の予約につきましても、1週間に1回程度予約枠を追加して受け付けてまいりましたが、9月30日からの受け付けが最終となる予定です。

2 妊娠中の方及び配偶者等を優先した予約枠を追加しています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、妊娠中の方が感染すると重症化しやすいことから、区の集団接種の予約について、妊娠中の方とその配偶者（パートナーを含む）を優先した予約枠を追加しています。

3 民生委員による高齢者への接種勧奨を実施しています

民生・児童委員協議会と連携し、民生委員の方の地域の見守り活動の中で、高齢者に対し、ワクチン接種予約のアドバイスや、医療機関・大規模接種会場についての情報提供を行うなど、接種勧奨を実施しています。

4 新型コロナワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）の申請受付を開始しています

海外渡航予定のある方を対象に、接種証明書の申請受付を開始しています。

①申請・発行方法

原則郵送でご申請いただき、書面で発行いたします。

②必要書類

申請書、旅券（パスポート）、接種券もしくは接種済証か接種記録書、本人確認書類の写し、返信用封筒等。

※詳細は区公式ホームページをご覧ください。

※申請が集中した場合は、証明書の発行が遅れる場合があります。

5 板橋区接種状況

		接種数	高齢者人口 (13.3万人) 比	総人口 (57万人) 比
板橋区	1回目接種率	347,964 回	88.64%	66.79%
	2回目接種率	289,194 回	87.04%	55.51%
国	1回目接種率		89.64%	55.60%
	2回目接種率		87.93%	44.35%
東京都	1回目接種率		87.34%	57.78%
	2回目接種率		85.31%	45.88%

板橋区のデータ：9月13日午前11時時点

国・都のデータ：9月11日午後11時時点

6 周知方法

最新の情報は、区公式ホームページをご覧ください。



お問い合わせ 健康生きがい部（保健所）予防接種担当課 ☎3579-2318

交通安全情報

令和3年7月
高島平警察署

危険!!

ながらスマホ



《どんな危険がある?!》

◎視野が極端に狭くなる!

人は多くの情報を目から取り入れています。

しかしスマートフォンを操作しているときは画面に集中するために視野が極端に狭くなり、周囲の危険を発見することができず思わぬ事故につながります。

◎無防備状態に…

視野が狭くなることで、無防備状態になります。

人や物にぶつかった際にスマートフォン操作に集中していたために反応が遅れ、予想外の怪我につながる可能性があります。

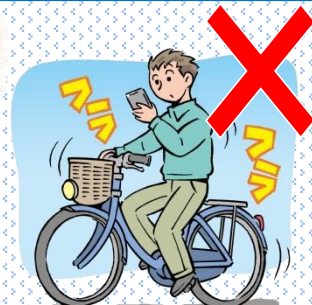


交通事故に直結!

～自転車・自動車～

スマートフォンを操作しながらの運転は違反です!

周囲の状況把握ができず交通事故に直結し大変危険です。



～歩行者～

操作に夢中で周囲に目を配らないと…

- 歩行者や自転車・車両と接触
- 自分自身が怪我

などの可能性が高くなります!

また、相手に怪我をさせようと、過失傷害罪

(30万円以下の罰金又は科料)に問われる

可能性があります。



歩行中のスマホは
事故を招きます



「ながらスマホ」は絶対にやめましょう!!

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

問合せ先 高島平警察署 交通課 ☎ 3979-0110(内4112)



3 その他リーフレット

(1)「新型コロナワクチン詐欺に注意」について

○概要

新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法にご注意ください。

国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）で、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けます。

☎0120-797-188

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266

新型コロナ ワクチン詐欺 に注意

相談事例

- スマートフォンに「ワクチン接種の優先権を上げる」というメッセージが届いた
- 「ワクチンを優先的に接種できる」とし接種予約を勧めた電話があった
- 「余ったワクチンを案内している」と電話があった
- 「中国製ワクチンを有料で接種しないか」という勧誘があった
- 携帯電話に新型コロナウイルスの感染で口唇瘡等を顔に生じさせる電話があった

消費者センターからアドバイス

ワクチンの接種は無料です。「ワクチン接種の費用」、「販売して接種を受けるための費用」など、ワクチン接種に関連付けて金銭を求められても決して応じないでください。

また、ワクチン接種に関連付けて金融機関情報など個人情報を聞きだそうとする電話にも注意してください。不安だと感じたときは、すぐに「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン0120-797-188」にご相談ください。

☎0120-797-188

【配布：国民生活センター・支庁消費生活センター】

(2)「消費者お助けダイヤル188」について

○概要

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けています。

○配布場所

情報処理センター7階 くらしと観光課 消費者センター 窓口

○担当部署

消費者センター ☎03-3579-2266

消費者トラブル ひとりで悩まず すぐ相談 消費者ホットライン

188

「いやや」消費者ホットライン
様々な消費者トラブルに巻き込まれたらまず相談！
「いやや188」にすぐ連絡！と覚えてください。

消費者ホットラインは地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。

板橋区消費生活センター
☎03-3962-3511(相談専用)
受付時間：月曜～金曜 9:00～18:30
(土日・年末年始を除く)

(3) 簡易型自動通話録音機の無料配布について

○概要

特殊詐欺による被害を防ぐため、区内在住の65歳以上を対象に受話器に貼り付けて使用する簡易型自動通話録音機を無料配布しています。

数に限りがありますので受け取りに来る前に必ず、区役所に電話でお問い合わせください。

○配布場所

板橋区役所本庁舎南館4階 防災危機管理課 窓口

○担当部署

防災危機管理課 ☎03-3579-2153

特殊詐欺に注意しよう!!

簡易型自動通話録音機

備えあれば、憂いなし!!

区内にお住まいの65歳以上の方に無料配布中

取付け簡単!電話に貼るだけ!

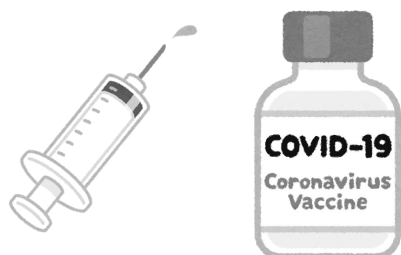
特殊詐欺被害者の90%以上が「私は大丈夫」と思っていました。

南館4階25番窓口で配布中
(一世帯1台限り)

防災危機管理課 防犯推進係
☎03-3579-2153



新型コロナ ワクチン詐欺 に注意



相談事例

- スマートフォンに「ワクチン接種の優先順位を上げる」というメッセージが届いた
- 「ワクチンを優先的に接種できる」と所管省庁をかたった電話があった
- 「余ったワクチンを案内している」と電話があった
- 「中国製ワクチンを有料で接種しないか」という勧誘があった
- 携帯電話に新型コロナワクチンの関連で口座情報等を聞き出そうとする電話があった

消費者センターからアドバイス

ワクチンの接種は無料です。「ワクチン接種の費用」、「優先して接種を受けるための費用」など、ワクチン接種に関連付けて金銭を求められても決して応じないでください。

また、ワクチン接種に関連付けて金融機関情報など個人情報を聞きだそうとする電話にも注意してください。

少しでもおかしい、不安だと感じたときは、すぐに「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン0120-797-188」にご相談ください。



消費者トラブル ひとりで悩まず すぐ相談 消費者ホットライン

局番なし

188

えっ「お試し」の
つもりだったの
に、定期購入？



官公庁をかたる不審な
電話がかかってきた

「いやや」消費者ホットライン

様々な消費者トラブルに巻き込まれたらまず相談！

「いやや（188）泣き寝入り。」と覚えてください。

消費者ホットラインは地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

まずはお電話を！

☎03-3962-3511（相談専用）

＜受付時間＞月曜～金曜 9:00～16:30
（祝日・年末年始を除く）





Commit our Future
Toward SDGs
ITABASHI CITY

板橋区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

特殊詐欺に注意しよう!!

簡易型自動通話録音機

備えあれば、憂いなし!!

区内にお住まい
の65歳以上の方
に無料配布中

取付け簡単!電話に貼るだけ!

その
サギ
詐欺では!?

特殊詐欺被害者の90%以上が「私
は大丈夫」と思っていました。

南館4階25番窓口で配布中

(一世帯1台限り)

(注意)数に限りがありますので受け取りにいらっしゃる前に必ず、区役所に電話でお問い合わせください。



防災危機管理課 防犯推進係

☎03-3579-2153

